

宮の沢まちづくり協議会規約（案）

（趣旨・目的）

第1条 宮の沢地区の活性化に向けた自主的かつ継続的な協議及び活動を実践するため、「宮の沢まちづくり協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

（活動）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 宮の沢地域の活性化に資する事業及び協議
- (2) 宮の沢地域のまちづくり計画の策定
- (3) その他協議会の目的を達するために必要な活動

（組織等）

第3条 協議会は、別表に掲げる団体の代表もしくは構成員をもって組織する。

- 2 構成団体の追加及び削除については、第5条に定める会議において決するものとする。

（役員）

第4条 協議会に会長1名、副会長1名、会計監事1名を置く。

- 2 会長は、西のコンサ通り商店会会長とし、協議会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、西町連合町内会会長とし、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 会計監事は、委員の互選によって定めることとし、協議会の会計を監査する。
- 5 役員任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 6 役員に欠員があった場合は、これを補充し、その任期は、前任役員が残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は必要の都度、会長が招集する。

- 2 会議に出席できる者は、第3条に定める構成団体の代表者又はその構成員の中から代表者が推薦する者とする。ただし、代表者と構成員両者の出席又は複数の構成員の出席を妨げない。
- 3 会長は会議の議長となる。
- 4 会議では、次の事項を協議する。
 - (1) 宮の沢地域の活性化に繋がる取組みに関する事
 - (2) 宮の沢地域のまちづくり計画に関する事
 - (3) 協議会の事業内容に関する事
 - (4) 予算及び決算に関する事
 - (5) 第3条に定める組織等に関する事
 - (6) 第8条に定める契約に関する事
 - (7) その他会長が必要と認める事
- 5 会議において議決を要するときは、会長が出席者の承認を得て行う方法により決するものとする。
- 6 会長は、会議の協議、運営を円滑に行う上で必要と認められる場合には、協議事項について、専門的知見を有する者等に対し、オブザーバーとして会議に参加することを要請し、その意見を求めることができる。

(事務局)

第6条 協議会の庶務及び会計事務を行うため、西区市民部地域振興課及び西町まちづくりセンターに事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局次長を置き、事務局長には西区市民部長を、事務局次長には西区市民部地域振興課長をもって充てる。

(会計)

第7条 協議会の運営等に要する経費は、必要に応じて行政機関の助成金及びその他収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 各会計年度における支出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の会計については、別に定める「宮の沢まちづくり協議会 会計処理マニュアル」に基づき行うものとする。

(契約)

第8条 協議会が行う契約は、会議の承認を経た後に締結しなければならない。ただし、以下の各号の場合は、会長の承認により締結できるものとする。

(1) 契約金額が50万円以下の場合

(2) 会議の承認を経てからでは当該契約事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる場合

2 契約は、契約書その他の書面（以下「契約書等」という。）により行う。ただし、会長が特に指定したものについては、契約書等を作成しないことができる。

3 契約書等には、次の各号に掲げる事項を記載する。ただし、契約の内容により必要のない事項は、省略することができる。

(1) 契約の目的

(2) 契約金額及びその支払方法

(3) 履行の期限又は期日

(4) 不履行の場合の責任の範囲

(5) その他この規約に定めのない事項で、会長と契約の相手方（以下「契約者」という。）が共に必要と認めるもの

4 契約書等の文言の解釈について疑義が生じたときは、その都度会長と契約者との協議により解決するものとする。ただし、解決の方法について特に約定したときは、その方法による。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は会長がこれを定める。

(附則)

この規約は、平成29年2月22日から施行する。

(別表)

団体名
西のコンサ通り商店会
西町連合町内会
石屋製菓株式会社・石屋商事株式会社
株式会社コンサドーレ
札幌市生涯学習センター
公益財団法人 さっぽろ青少年女性活動協会
北海道大野記念病院